

第2章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

1. 環境問題の取り組み（平成10年以降）

(1) 国の取り組み

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととなりました。

平成11年7月には「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、ダイオキシン類の耐容一日摂取量や排出ガスおよび排出水の規制、廃棄物処理に関する規制、汚染土壌対策などについて規定し、ダイオキシン類による環境汚染の防止およびその浄化等を進めています。

また、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」（PRTTR法）を制定し、PRTTR制度やMSDSを導入するなど、化学物質対策を進めています。

平成12年4月に容器包装リサイクル法が完全施行されたことをはじめに、同年6月には「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みを示しています。

そのほか、平成12年5月～6月にかけて、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）を制定し、また「再生資源の利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）を改正しました。

平成17年には石綿を使用した工場従業員や周辺住民の健康被害が明らかになり大きな社会問題となりました。これに伴い大気汚染防止法や労働安全基準法等が改正され、石綿が含有する製品の製造禁止や、建築物等の解体時における石綿除去について、周辺環境や作業をする人の健康への配慮について規制が強化されました。

また、地球温暖化対策として平成17年2月に京都議定書が発効されたことを受け、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を導入した「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正案が、平成17年6月に成立しました。

PRTTR制度
(Pollutant Release and Transfer Register)
有害性のある化学物質の環境への排出量および廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組みのこと。

MSDS (Material Safety Data Sheet)
製品安全データシートの中で、化学物質の性状、危険性、有害性、環境影響、取り扱いなど、使用者が化学製品を安全に取扱うために不可欠な情報が記載されたもの。製造者が作成し、使用者に情報を提供する。

(2) 東京都の取り組み

平成 10 年 3 月に「東京都水環境保全計画」および「地球環境保全東京アクションプラン」を、同年 11 月には東京の循環型社会づくりの道標（みちしるべ）となる「エコロジー東京」を、平成 11 年 3 月には東京都のエネルギー施策の基本的考え方を示した「東京エネルギービジョン」を策定するなど、地域環境の保全から地球環境の保全まで、様々な取り組みを進めています。

また、平成 12 年 12 月には都市と自然が調和した豊かな東京の実現を目指して「東京における自然の保護と回復に関する条例」を制定するとともに、都市・生活型公害の深刻化と地球環境問題の拡大への対応を図るため、従来の「東京都公害防止条例」を全面改定し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」を制定しました。

この「環境確保条例」において、都内におけるディーゼル車から排出される粒子状物質の削減を目指し、ディーゼル車の走行規制を実施しました。また、有害化学物質による環境汚染が顕在化したことにより、一定規模以上の化学物質を取り扱う事業者に対し、その化学物質の使用量や環境への排出量の報告の義務付けや、土壌汚染による健康被害や地下水汚染を防止するために、有害化学物質を使用している事業者に対する工場の廃止時等における土壌汚染の調査を義務づけています。

さらに、近年の環境問題に関わる諸状況の変化等を背景として、環境行政の総合的かつ計画的な推進を図るために制定された国の環境基本法（平成 5 年 1 1 月）を受け、都市・生活型公害や地球環境問題等の今日の環境問題に対応するとともに、自然とのふれあいや快適性（アメニティ）に対する都民のニーズに積極的に応えていくため、東京都環境基本条例（平成 6 年 7 月）を制定、また同条例に基づき「東京都環境基本計画」（平成 9 年 3 月）を策定し、環境問題の諸対策に取り組んでおりましたが、策定後約 5 年が経過したことにより時代の変化を考慮に入れた新しい「東京都環境基本計画」が平成 1 4 年 1 月に策定されました。



(3) 羽村市の取り組み

平成13年3月に多くの市民で組織された市民会議の提案に基づき、「羽村市環境基本計画」が策定されました。この環境基本計画は、未来に向かって健康で安全な都市環境を創り上げるための総合的・基本的な計画として、市民・事業者・市が一体となって、それぞれが実践すべき行動を取りまとめたものです。

また、平成14年3月に「羽村市第四次長期総合計画」が策定されました。将来像を「～ひとに心 まちに風～ いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら」とし、環境面では地球環境に配慮した水と緑の潤いある環境に優しいまちを創るとともに、災害や事故などのない安全なまちをめざして「環境にやさしい安心して暮らせるまち」を基本目標としています。

平成14年10月にごみの個別収集・一部有料化を導入し、ごみの発生抑制、ごみ減量への意識の高揚、リサイクルの推進、費用負担の公平性、ごみ処理経費への充当などに成果をあげています。

地球温暖化対策については、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、具体的施策等を定めた京都議定書目標達成計画が4月に閣議決定され、温室効果ガス排出量6%削減に向けた国の対策が示されたことから、本市の対策として平成18年3月に「羽村市地球温暖化対策実行計画」を改正し、事業所として温室効果ガスの削減に取り組むほか、市民に対しては二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）設置費助成を行い、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成18年8月に国際規格である「ISO14001 環境マネジメントシステム」（平成12年8月認証取得）の第2回目の更新を行い運用しています。

現在の「羽村市環境基本計画」については、市民・事業者・羽村市が一体となって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて取り組むものとして、おおむね10年を期間としています。策定後5年を経過したことから社会情勢の変化等を考慮し、羽村市環境審議会に諮り、第四次羽村市長期総合計画・後期基本計画との整合性を図るとともに見直しを行い、今後5年間の「羽村市環境基本計画」とし改訂したものです。

（平成10年以前の「計画策定の背景」については、平成13年3月策定の「羽村市環境基本計画」に記載されています。）



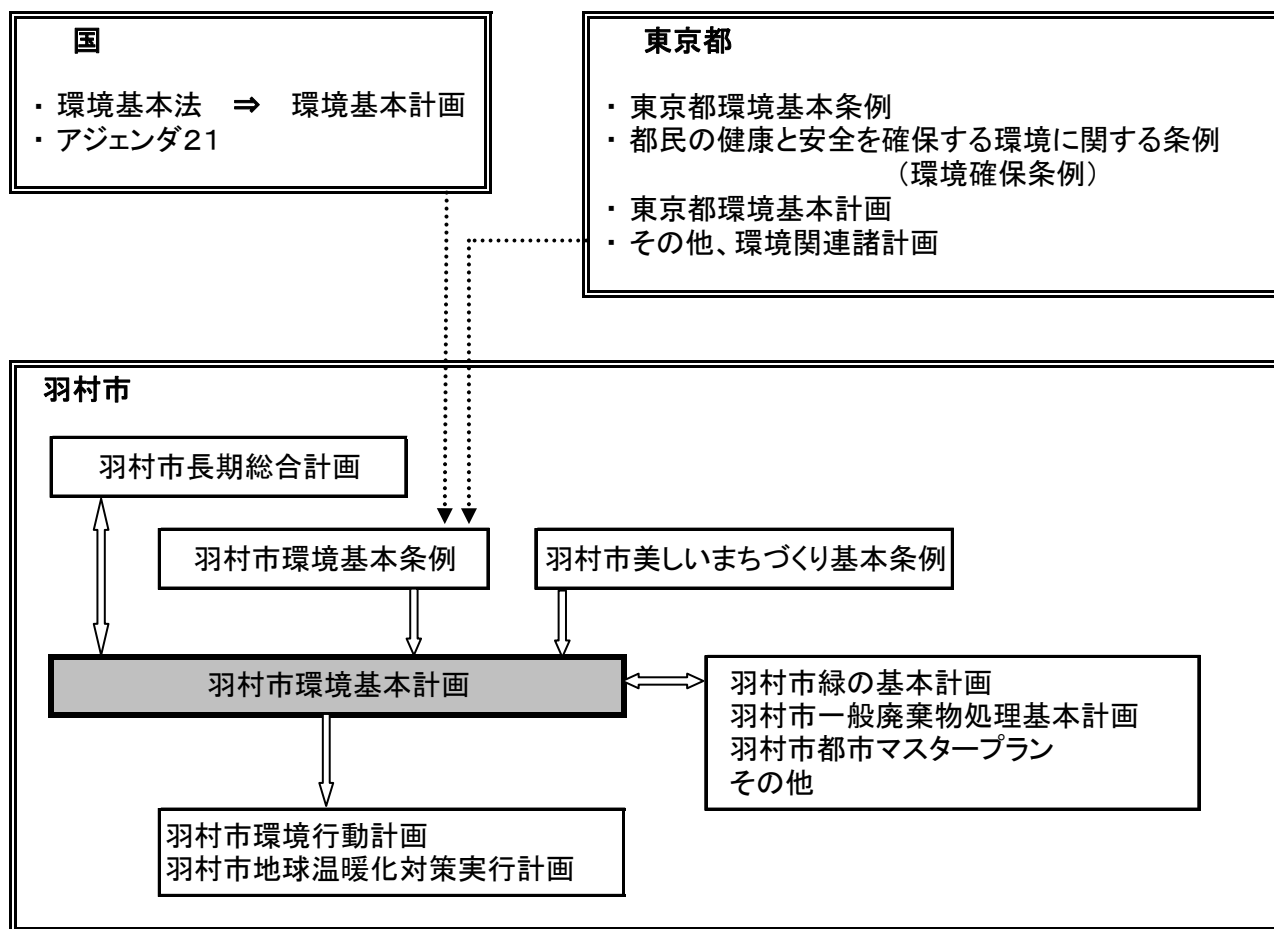
2 計画の位置づけ

「羽村市環境基本計画」は、市民の願いに応え、未来へ向かって健康で安全な都市環境を創り上げるための総合的・基本的な計画です。

この計画は、国の「環境基本計画」・「東京都環境基本計画」等や市の計画との調整を図って、「羽村市長期総合計画」がめざす目標を環境面から実現するものです。

羽村市の環境に関わる個別の計画や施策は、「羽村市環境基本計画」の内容に配慮し、具体的に展開していきます。そして、環境に関わる全ての施策を関連づけ、実効性のある計画の推進を図っていきます。また、「羽村市環境基本計画」の推進のため、市民・事業者・市のそれぞれが実践すべき行動をとりまとめた「羽村市環境行動計画」を策定しました。

「羽村市環境基本計画」と他の計画等の関係を以下に示します。



3 環境の範囲

この計画で取り扱う環境の範囲を都市・生活、自然・文化、地球の3つの分野に区分しました。

都市・生活	大気・悪臭・水質・土壌・騒音・振動・地盤沈下・有害化学物質・放射性物質・電磁波・都市景観・日照・光害(照明)・廃棄物・エネルギー・防災
自然・文化	緑(樹林地・農地・公園・街路樹)・河川・湧水・湿地・動植物・自然景観・史跡・文化財
地球	地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨

4 対象地域

この計画の対象地域は羽村市全体です。ただし、必要に応じて広域的な視点をもって、国・東京都・近隣自治体と連携しながら施策の推進を図っていきます。

5 計画の期間

計画の期間は平成13年4月から平成23年3月までのおおむね10年間とし、策定後5年が経過したことから社会情勢の変化等を踏まえ、平成19年4月からの環境基本計画として改訂したものです。

